



認定シンボル手順

第三者機関による認定の信頼性は、ひとつには認定証を発行する認定機関の認定シンボルが一般にいかにかに受け容れられているかに左右される。従ってPJLAの認定シンボルが適切な目的のみに使用されることは極めて重要である。

本手順では、PJLAの認定シンボル、PJLAシンボルとILAC MRAマークを複合したものの適切な使用を説明し、また、シンボルが不適切に使用された際にPJLAが取る是正処置のステップを概説する。



認定シンボル手順

1.0 適用範囲

- 1.1 本文書では、PJLAの認定シンボル、PJLA認定シンボルとILAC MRAマークを複合したものの使用及びPJLA認定証保持者に許可される多様な用途を管理する手順を説明する。

2.0 責任

- 2.1 PJLAのテクニカルプログラムマネージャー、及び/又は代表取締役社長/オペレーションマネージャーは、認定証保持者が使用の指針を含む適切な認定シンボルに関する資料を確実に受領する責任を持つ。代表取締役社長/オペレーションマネージャーは、シンボルの使用に関する契約上の制限を遵守することを確実にする責任を負う。

3.0 参考文書

- 3.1 ISO/IEC 17011: 2004
- 3.2 QP-1, 品質マニュアル
- 3.3 SOP-1, 認定手順
- 3.4 LF-3: 認定契約書
- 3.5 ILAC-P8:07/2006
- 3.6 ILAC-R7:09/2009

4.0 一般

- 4.1 ISO 17011: 2004の要求事項に従い、PJLAは、PJLAの認定証保持者が認定を様々な方法で公表するために用いる試験及び/又は校正認定シンボルをPJLAの登録商標として所有する。試験及び/又は校正認定シンボルの使用は任意である。PJLAは試験又は校正が認定範囲内にある場合は、試験所がシンボルを報告書及び認定証に表示することを奨励する。
- 4.2 PJLA認定証保持者は認定シンボルの使用に関する規定を上記の文書により通知される。
- 4.3 市場でのシンボルの効力、さらには、PJLA及びPJLAが提携・加盟する組織、並びにPJLA認定証保持者に対する信頼を維持するために、PJLAの認定シンボルまたは認証機関のシンボルが誤用された場合、PJLAは是正処置をとることは重要である。試験所が適切な是正処置を提出しない場合、認定の停止又は撤回につながる。

5.0 手順

- 5.1 テクニカルプログラムマネージャー及び/又は代表取締役社長/オペレーションマネージャーは、印刷用の認定シンボルの版下をこの手順とともに認定証保持者に送付し、受領の際には署名が要求される（注。署名の要求は日本の認定証保持者には該当



認定シンボル手順

しない)。テクニカルプログラマネージャー 及び/又は 代表取締役社長/オペレーションマネージャーは、問い合わせに応じ、有効な使用方法に関するPJLAの規定を説明してよい。

認定証保持者は、PJLAが認定シンボルの使用を許可してから、はじめてシンボルを使用することができる。基本的に、PJLAは、PJLAの認定シンボルを認定証保持者に提供する行為を認定証保持者にシンボル使用の許可を与えたこととみなす。

- 5.2 PJLA の審査員は、認定証保持者の認定シンボルの使用状態をサーベイランス審査の際に検証する。審査員は、判定委員会のレビューのため、シンボル使用における客観的証拠を収集し、審査パッケージに含める。さらに、認定証保持者の手順には、認定シンボルの適切な使用及び遵守のためのPJLA規定を施行する手順が規定されていないなければならない。
- 5.3 PJLAが審査、報告又は他の手段によって、以下を発見した場合、代表取締役社長/オペレーションマネージャーは、迅速な是正処置を要求するか、又はSOP-11に従って認定の停止、撤回又は縮小の手続きを実施する場合がある。
 - a) PJLAの認定証を所有しない者が、PJLAのシンボルを使用している場合
 - b) 認定証保持者がPJLAの使用規定に違反している場合

6.0 是正処置

- 6.1 代表取締役社長/オペレーションマネージャーは、PJLA認定シンボルの誤用を発見した場合、直ちに是正処置手順を開始する。
- 6.2 非認定証保持者（元認定証保持者を含む）がPJLAシンボルを使用していることが発覚した場合、その企業は、指定期限までにシンボルの使用を中止するよう、内容証明郵便による書面の警告を受ける。誤用が中止されない場合、代表取締役社長/オペレーションマネージャーは、これに対する法的措置のために弁護士と連絡をとり、また関連する法的機関及び認定機関に通知する。
- 6.3 PJLAのシンボルの使用に関する規定に違反した認定証保持者には、効果的かつ100%完全な是正処置を実施し、不適合報告書、代表取締役社長/オペレーションマネージャーあての内容証明郵便又は他の文書のいずれかの書面にて提出するよう指示が与えられる。
- 6.4 代表取締役社長/オペレーションマネージャーは是正処置のフォローアップを行い、認定証保持者より以下に関する同意書を受け取る。
 - a) 不適切な使用を直ちに中止する。
 - b) 誤用によって、いかなる形であっても、誤解を与えた個人又は組織に是正処置及び誤用の理由を文書により通知する。その際、代表取締役社長/オペレーションマネージャーにその写しを送付する。
- 6.5 代表取締役社長/オペレーションマネージャーは、自己の判断により、認定証保持者の事業所での特別サーベイランス、認定証保持者の是正処置に関する文書を受け取っ



認定シンボル手順

た個人又は組織に対する問い合わせ、又は他の適切な手段により是正処置のフォローアップを行う。

- 6.6 誤用があった場合、いかなる場合も、認定証保持者に対する次回のサーベイランス審査でフォローアップを行う。

7.0 処置の拡大

- 7.1 認定証保持者が、PJLAの認定シンボルの不適切は使用の中止を拒否する、シンボルの使用に関するPJLAの規定に違反し続ける、様々な方法で反復してシンボルを誤用する、又は第6.4項で指示されているように是正処置を迅速かつ確実に実施することを怠った場合、認定証保持者の認定は停止又は撤回処分の対象となる。
- 7.2 オペレーションマネージャーは、第7.1項で説明されているような事例すべてをPJLAの判定委員会に報告する。判定委員会は、適切な手段をとり、すべてを文書化する。

8.0 関連のない機関のシンボルの使用

いかなるときも、PJLAは外部の承認機関又は監督機関のロゴ又はシンボル(すなわち、ILAC、ISO、IAF、APLAC、NACLA)を認定証、試験報告書、校正ラベル、その他の文書に使用、又は使用を許可する権限を持たない。ただしILAC MRAマークは例外とし、このマークの使用規定は本文書の付属書Bに概説する。

認定シンボル手順

付属書A： 認定シンボル使用規定の概略

1.0 一般

PJLAに認定されている組織は、PJLA認定証の実物を受理次第、認定シンボルの使用を認められる。本シンボルは、認定範囲にある試験又は校正のみに関連する。試験所又は関連組織が関係するその他の活動には関連しない。認定シンボル又は認定の主張については、PJLAが試験もしくは校正の結果に対し、又はその結果から得られた意見や解釈に対し、責任を負うという印象を与えるようないかなる使用もしてはならない。またPJLAが、試験又は校正された製品又は品目を承認するという印象を与えるようないかなる使用もしてはならない。

承認されたシンボルは、PJLAによって認定試験所へ付与された固有の認定番号をつけて、試験又は校正のいずれかが明確に区別できるようにする。下記に示すとおり、認定番号を含むこと。試験所が異なる箇所に認定番号を表示したいと希望する場合は、認定シンボルに近接した範囲内であることを確実にする。（すなわち、同じページ内など）



2.0 規定と制限

2.1 認定シンボルは、以下の場合には使用できない。

- 法的文書（例：契約書、小切手）
- PJLAの認定を受けていない事業所の文書
- 試験所の下請負契約者の認定証又は文書
- まだ認定されていないPJLAの申請者
- 試験所が試験又は校正した製品又は品目（校正ラベルを除く）
- PJLAの認定を受けていない範囲に関する報告書、認定証、又は結果通知に同封した手紙（認定範囲外の試験又は校正を含む場合、明確に区別できるように「本試験所は、表示された試験又は校正の認定は受けておりません」と明記すること）

認定シンボル手順

2.2 認定シンボルは、以下の場合には使用できる。

- 販売促進資料及び社用文具
(レターヘッド、Faxカバーシート、封筒、パンフレットなど)
- 名刺
(本文書の付属書Bで概説する「PJLA/ILAC MRA複合マーク」を適用しない)
- バナー、ポスター、プレゼンテーション用パワーポイント、プレスリリース
- 広告
- ウェブサイト
- 報告書および証明書
- E-mail (署名の雛形)
- 付箋 (添え状)

* (備考1) 認定範囲外の意見や解釈については、試験所は報告書又は認定証の認定シンボルの付近に、以下のような免責事項を記載すること「この報告書に表現された意見/解釈につきましては、本試験所の受けた認定の範囲にはありません」

2.3 シンボルは、すべてのシンボルの特徴が明確に区別できるような大きさと複製されること。

2.4 認定シンボルは黒色を含むモノクローム、またはシンボルが明瞭に識別できるのであれば、PJLAロゴのカラーで複製すること。PJLAロゴのカラーを正確な形状で使用するためには、PJLAへ問合せること。

2.5 認定試験所は、試験所の品質マネジメントシステムの運用につき、試験報告書及び校正認定証に以下の記載をすることができる。

「本試験所は、公認国際規格 ISO/IEC 17025:2005に準拠しております。この認定は、規定された適用範囲における技術的能力及び2005年6月18日のISO-ILAC-IAF 共同声明書に基づく試験所品質マネジメントシステムによる運営を示しています。」

2.6 認定試験所が、試験又は校正報告書に上記を記載することを選択した場合、その中において試験所は顧客に対してISO-ILAC-IAF 共同声明書を提供するか、又は(ウェブサイトを通じて) 声明書にアクセスする手段を提供することが望ましい。
そのアドレスは、<http://www.ilac.org/resources.html>。

2.7 PJLAは認定試験所が「ABCスケールは、ISO/IEC 17025:2005の認定を受けている」等の表現を使用することも承認する。

3.0 下請負契約者による試験又は校正

3.1 試験所が、試験又は校正を他の認定試験所(その組織の支部を含む)に下請負契約した場合、下請負契約した試験の校正又は試験の結果を、認定シンボルを入れて報告書や認定証に記載することを希望することもできる。その際、認定試験所は：

- 同一試験所の認定された支部でなく、かつ予定された下請負契約について顧客に通知



認定シンボル手順

しておらず、事前承認を得ていない場合、下請負契約した試験又は校正について、全責任を負う。

- 認定証に関する下請負契約者の報告書の一部を報告することに対し、下請負契約者の承認を得ていることを確実にする。
- その下請負契約者自身が、関係する特定試験又は校正の認定を受けており、その結果が下請負契約した試験所の公認報告書又は認定証に含まれていることを確実にする。

4.0 器具に貼付する校正ラベル

- 4.1 認定試験所はPJLA 認定シンボルの入った校正ラベルを複製し、校正された器具に貼付することができる。校正ラベルには次の情報を含むこととする。
 - 認定校正試験所の名称又は認定番号
 - 器具の識別
 - 現在の校正の日付
 - 校正に関する校正認定証への相互参照
- 4.2 認定シンボルは、認定範囲内の校正方法に基づき、校正された器具に貼付する校正ラベルについてのみ、使用することができる。

認定シンボル手順

付属書B： PJLAシンボルとILAC MRAの複合マークに関する使用規定

1.0 一般

1.1 PJLAは、ILAC相互承認協定の国際的認知や国際的な協定のもとに行われる認定サービスを促進するため、認定試験所がPJLAシンボルとの組み合わせでILAC MRAマークを使用することを許可する。ILAC MRA複合マークは以下の条件でのみ使用することができる：

- 1) ILAC MRA複合マークサブライセンス契約書をPJLAと認定試験所間で締結した場合
- 2) 複合マークの使用方法のドラフトがPJLAによって承認された場合

試験所は、ライセンス契約書のコピーと版下をPJLAから直接入手することができる。

2.0 規定と制限

2.1 複合マークは下記のように表示すること：



- 2.2 ILAC MRAマークは黒と白または青と白のいずれかで表示させること。
- 2.3 シンボルは識別できるものであり、歪みのないものであること。



認定シンボル手順

- 2.4 複合マークの大きさは20mm以上であり、PJLAシンボル（ILAC MRAマークの+/- おおよそ5%の大きさ）とほぼ同等の大きさであること。
- 2.5 複合マークは横向きであること。
- 2.6 複合マークには、実際のマークの一部として“ILAC MRA”の文字が表示されていること。
- 2.7 PJLAシンボルとILAC MRAマークは上記のように配置されることが望ましい。しかしながら状況によっては、PJLAシンボルとILAC MRAマークがほぼ隣り合わせであれば、異なる様式であっても許可する。

注記) PJLAシンボルをカラーで表示する場合も、本文書に記載されている内容に従うこと。

- 2.8 ILAC MRA 複合マークは、以下の場合には使用できる。
 - 販売促進資料及び社用文具
(レターヘッド、Faxカバーシート、封筒、パンフレットなど)
 - バナー、ポスター、プレゼン用パワーポイント、プレスリリース
 - 広告
 - ウェブサイト
 - 報告書および証明書
 - E-mail (署名の雛形)
 - 添え状
- 2.9 ILAC MRA 複合マークは、以下の場合には使用できない。
 - 認定試験所の名刺
(ただし、PJLA認定シンボルのみの使用であれば差し支えない)
 - 本文書付属書A 2.1に概説されている制限内容
- 2.10 本文書に概説される規定や制限は、この付属書に別途指示がない限り適用されるものとする。